

1. 意見書の提出総数

2 件

2. 提出された意見の概要とそれに対する認定庁の見解

公益性の判断に直接関係があると認められる意見

四国地方整備局 建設部

意見書の意見	意見書に対する見解
<p>本事業の施行により、所有地の一部が道路敷となり、残りの土地は法面や現在の国道195号線側に崖地として残る。</p> <p>当該崖地は昭和25年頃より草木竹が生い茂り、落石は昭和30年頃よりほとんどなく、安定しているが、本事業により、当該崖の部分が天水の水分不足になり、草木竹の枯死により根の部分も枯れて腐ってしまい不安定になり、崖の崩落が起き、大量の落石が発生し当該崖地に隣接する住宅などが崩壊するのは明白である。</p> <p>よって、現在の195号線に隣接し当該崖地にも隣接する家屋の1階軒先より少し低い高さにしてください。</p> <p>崖地を1階軒先より少し低い高さにすれば、以下のような利点がある。</p> <p>(1)「工事が技術的に簡単である。」</p>	<p>当該崖地は、節理（岩石の規則的な割れ目）面が住家側と反対側に下がっているいわゆる「受け盤」となっていることから当該崖地は安定した状態にあり、ボーリング調査でも、試料が棒状に採取されるなど比較的新鮮であり、相対的に強固な部類に含まれるとの結果が得られています。</p> <p>また、起業者の意見では、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 斜面が安定した状態にあるのは、上で述べたことが大きな要因であり、草木竹が繁茂していることが安定の主要な要因ではない。元々、表流水の流域は僅かであり、掘削により山腹が削られても、崖地部分に供給される雨水量に大きな変化はないため、直ちに草木竹の生息に影響することはない。・ 道路完成後においては、残る崖地の高さも低くなり、斜面の面積も相当程度減少することから崖地が崩壊する危険度は低下する。との判断でありました。 <p>これらの点を考慮し、本事業により崖地が不安定となり、崖地の崩落が発生する危険性は低いものと判断しました。</p> <p>また、意見書で述べられている崖地を低くすることによる利点については、以下のとおり判断しました。</p> <p>(1)「工事が技術的に簡単である。」</p> <p>起業地の山腹切り取り工事と同等の施工内容であり、簡単であるとは言えず、また、民家に沿って落石防止用の大規模な仮設防護</p>

<p>(ロ) 「工事期間が短期間で済む。騒音、振動が短期間で済む。」</p> <p>(ハ) 「法面がなくなり維持管理をしなくてよい。」</p> <p>(ニ) 「用地買収面積が少なくて済む。」</p> <p>(ホ) 「工事費用が安価になる。」</p> <p>(ハ) 「残地の崖地に隣接する住家の崖地の崩落による被害から確実に安全が保証される。」</p>	<p>柵も必要となります。</p> <p>(ロ) 「工事期間が短期間で済む。騒音、振動が短期間で済む。」 掘削土量が増え、工期は長くなり、それに伴い騒音や振動の期間も長くなります。</p> <p>(ハ) 「法面がなくなり維持管理をしなくてよい。」 通常の維持管理の範囲内であります。</p> <p>(ニ) 「用地買収面積が少なくて済む。」 用地買収面積は減少するが、結果として民地を造成することとなり、特定個人の利益となります。公共工事では、機能復旧を図る場合を除いて、こうした工事は公共性・公平性の観点から実施していないと考えます。</p> <p>(ホ) 「工事費用が安価になる。」 法面工は不必要となるが、掘削費用が大幅に増加し、結果として工事費は割高となります。</p> <p>(ハ) 「残地の崖地に隣接する住家の崖地の崩落による被害から確実に安全が保証される。」 前述のとおり。</p>
<p>〔 事業認定申請書の横断図では傾斜の緩い山に見える。現地の勾配はもっときつく、現道の国道195号側から直角方向に見ると、崖は相当に急で、角度にして20度や30度で足りないぐらいの誤差が生じる。 〕</p>	<p>〔 通常、道路設計図面における横断図は、道路中心線に直角方向の測線で横断測量を行って作成していますが、現道に直角に近い法線で測量した横断図を見ても、道路設計図面の横断図と比べて、著しく異なるものではないと判断しました。 〕</p>

当該意見は、意見書への記載が無く公聴会において公述されたものであるが、意見書の意見と関連があるため記載している。

3 . 公聴会における意見の概要とそれに対する認定庁の見解

公益性の判断に直接関係があると認められる意見

四国地方整備局 建設部

公聴会の公述	公聴会の公述に対する見解
<p>この地域は、大雨が降ると床下浸水等の被害がでており工事による排水の悪化を心配している。また、雨水等が海へ出ていけないため、道路が浸かってしまう場所である。計画している雨水等と海面高との関係によりどの程度の雨量なら海へ吐けるのか、持ち応えられるのはどの程度の雨量が分からない。道路を造ってから道路、民家が雨水に浸かったでは公益どころか公害である。江ノ浦地区への流入量はどうか変わるのか。</p>	<p>本事業では、関係する技術基準に基づき10年に一度の確率で発生する降雨量(時間雨量83.4mm、日雨量292.8mm)により排水計画が策定されています。</p> <p>排水計画では、起業地を含む江ノ浦地区に隣接する山腹斜面等から流入する雨水を、新たに道路敷内に設けるボックスカルバートに集め、海へ排出することになっています。</p> <p>これにより、既設水路には江ノ浦地区を含む流域では毎秒約9.7トン流入しているが、工事完成後は毎秒約1.4トンと、大きく減少(86%)の見込みです。</p> <p>また、当該函渠の吐き口は、潮位により水没が考えられることから、吐き口が水没しても排水できるような設計としています。</p> <p>これにより江ノ浦地区の排水状況は大きく改善されると判断しました。</p>

工事中及び完成後の騒音・振動について環境調査を実施してから事業認定を認めるべきである。測定器を設置してその測定値が環境基準を守られていなければ対策を講じて欲しい。

また、山切箇所は、自動車の振動による山崩れが起こる。

工事中の騒音・振動については、以下のとおり、起業地周辺地域が騒音規制法及び振動規制法の規制の対象地域となっていることから、法令及び条例で規制対象となっている特定建設作業等を行う場合は、低騒音型の機械を使用する等、関係法令を遵守して施工すると起業者から聞いており、影響は軽微であると判断しました。

- ・ 騒音については、騒音規制法及び条例による規制区域に指定されており、本工事では2種類の特定建設作業について規制を受けます。
- ・ 振動については、振動規制法による規制区域に指定されており、本工事では2種類の作業について規制を受けます。

工事完成後の自動車走行に係る騒音・振動については、本事業は環境影響評価法及び徳島県環境評価条例により環境影響評価を実施しなければならない事業ではありませんが、起業者が、平成22年の将来交通量推計値を基に、昼間及び夜間の予測値を算出しており、その結果、騒音については環境基準値を下回り、振動については要請限度を下回ると予想されるため、影響は軽微であると判断しました。

また、切土法面上端での振動予測値は約26dBであり、人体に感じられない程度での振動であるため、山崩れを起こすことはないと判断しました。

<p>ホタル、貝、エビ、ジンゾクが谷川に生息している。関係者と協議して生息環境が守られるようにせよ。</p>	<p>当該事業は、環境影響評価を行うべき事業には該当しませんが、起業者からは、昨年秋に、周辺住民からホタルの保護の要望があり、通年調査を実施中で、生息環境をどのように残すことが可能か、専門家の意見も聞きながら検討（その他の水性生物についても、ホタル同様、専門家の意見を聞きながら対応を検討）すると聞いています。</p>
<p>貯水タンクは耐用年数が過ぎている施設である。工事により破損すると下側、真下の方は多大な被害を受けることとなる。また、トンネル発破による近隣住家への影響について専門家の検証が必要だ。専門家による影響評価をお願いし、計画等も地域住民へ説明が必要である。</p>	<p>本事業は、環境影響評価法及び徳島県環境影響評価条例の対象事業ではないが、トンネル発破による貯水タンク、抗口付近の近傍の住家への影響について、起業者において影響予測を行っています。</p> <p>その結果、通常の発破工法で施工してもタンクへの影響は軽微であると予測（振動速度2.0カインが許容値であるのに対し、最大値で約1.5カイン）されているが、加えて、起業者は制御発破など振動を低減する工法の採用を検討するなど慎重な施工を行うこととしており、影響は軽微であると判断しました。</p> <p>また、抗口付近の近傍の住家への影響については、通常の発破工法では許容値を超える（振動速度0.2カインが許容値であるのに対し、最大値で0.54カイン）こともあるが、起業者は制御発破など振動を低減する工法を採用することにより、住家への影響を許容値以下にできるとしており、影響は軽微であると判断しました。</p> <p>発破振動による影響が及ぶ家屋については事前に調査を実施する予定であり、工事の実施前には工事説明会を開き、地元住民に工事行程や、施工方法等について説明を行うと聞いています。</p>

当該指摘は、本事業認定申請に係る起業地外の工事についての意見であるが、全体計画に関する意見であるため記載している。

公聴会の公述	公聴会の公述に対する見解
<p>トンネル上部の土地所有者に無断でトンネルを掘るのは違法行為ではないか。</p> <p>また、地上権、採石権などを設定している土地の下で、トンネル掘削のために土を取るの盗に当たるのではないか。</p>	<p>当該指摘は、本事業認定申請に係る起業地外の土地についての意見であり、また、補償に関する意見と考えられ、公益性の判断と無関係であると考えます。</p> <p>なお、起業者としては、トンネル上部の権原取得については、現地の地形状況や土地利用形態、トンネル位置等から判断して補償の必要はないものと考え、これまでも「現況の山の地形状況や土地利用の形態、トンネルの位置等から判断して、工事の施行によりあなたの権利を侵害するとは考えておりません。」と土地所有者に回答してきています。</p> <p>起業者からは、現在も任意で解決するよう土地所有者と交渉を行っているが、必要であればトンネル部分の事業認定申請を行い、又は土地所有者からの工事差し止め請求がなされても適正に対処し、トンネル部の工事を完成させると聞いています。</p>